

信 託 法 改 正 要 綱

第69 公益信託について

1 受益者の定めのない信託（目的信託）との関係について

- (1) 公益信託とは、目的信託のうち「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする」として、主務官庁が存立を許可（現行法第68条参照）したものをいうものとする。
- (2) 公益信託については、目的信託とは異なり、存続期間の制限を設けないものとする。

2 公益信託の検査・公告

主務官庁による公益信託の検査（現行法第69条第1項）、信託事務及び財産の状況の公告（同条第2項）に関する規定の趣旨を維持するものとする。

3 公益信託に関する主務官庁の権限

- (1) 公益信託については、信託法の規定により裁判所が有する権限は、主務官庁に属するものとする（現行法第72条）。
- (2) 信託の変更、受託者の解任、新受託者の選任、信託財産管理者・信託財産法人の管理人の選解任及び信託管理人の選解任については、主務官庁が職権でも行うことができるものとする（現行法第70条・第72条）。

4 公益信託の継続

公益信託の終了原因が生じた場合において、当該信託に係る残余財産の帰属権利者が存しないときは、主務官庁は、その信託の本旨に従い、当該信託の目的に類似する目的のために、信託を継続させることができるものとする（現行法第73条）。

（注）公益信託についての主務官庁制は維持することを前提としている。もっとも、当該許可制の廃止に関しては、公益法人法制に関する改正動向を踏まえ、引き続き検討するものとする。

第70 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

以上